

太田市私立保育園等用地借地料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する私立の保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものを除く。）又は保育所から移行した幼保連携型認定こども園（以下「私立保育園等」という。）を運営する市内の社会福祉法人（以下「法人」という。）の円滑な運営を図るための補助基準を定め、予算の範囲内において太田市私立保育園等用地借地料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象経費)

第2条 この補助金の対象となる経費は、法人が現に私立保育園等の用地として賃借している土地であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る当該年度の借地料（以下「私立保育園等用地借地料」という。）とする。

- (1) 年間の借地料が100万円以上であること。
- (2) 固定資産税が課されている土地であること。
- (3) 土地の所有者が太田市又は次に掲げる者でないこと。

ア 法人役員及び保育所等幹部職員（以下「当該役員」という。）又は当該役員と民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族関係にある者

イ 当該役員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

エ イ又はウに掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者

オ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の経営に従事する者並びに当該会社の同族会社の使用人であつて、役員と同等の権限を有する者

カ アからエまでに掲げる者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、私立保育園等用地借地料の4分の1の額（その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、40万円を限度とする。

(補助金の返済)

第4条 市は、補助事業者の当該年度における収入収支決算において、繰越金が生じたときは、補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた法人は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市民間保育所法人運営費等補助金交付要綱(平成10年7月1日太田市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた法人については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の第2条第1項第2号の規定に基づき、受けていた補助金については、この要綱の施行の日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月21日から施行し、改正後の第2条及び第3条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。